

## 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会表彰規程

**第1条** 社会福祉事業の施設、団体及びこれに勤務する役職員、民生児童委員等社会福祉活動の奉仕者、その他社会福祉事業に対し、金品の寄贈又は労力の提供等により、多大の貢献をなした団体及び個人で、その功績が顕著であると認めるものに対してはこの規程により表彰することができる。

**第2条** 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。但し、金品を併せて贈ることもできる。

**第3条** 第1条による功績の認定及び前条の表彰の種類については、理事会の承認を経て社協会長が定める。

2 第1条による者のほか、本会の役員6年以上、評議員10年以上勤続してその職を辞した者並びに民生児童委員15年以上勤続した者には感謝状を贈るものとする。

**第4条** 第1条に該当する者があると認める民生児童委員協議会、団体及び施設の長は、その功績の内容を記載した推薦書（様式第1号）を社協会長に提出するものとする。

**第5条** 表彰をうける者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び金品は、それをその遺族に贈るものとする。

### 付 則

この規程は平成 9年 6月 1日から施行する。

(様式第1号)

社会福祉功労者推薦書			
推薦者 職氏名			印
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
現住所			
表彰に値する事項			
参考事項 (他の賞罰など)			